2026 年 11 月 12 日

各　位

会社名　　株式会社 MUSCAT GROUP
代表者名　代表取締役　大久保　遼
（コード：195A、東証グロース市場）
問合せ先　執行役員経営管理本部長　森岡　祐平
（TEL．03－6684－2373）

株式会社 bet の株式の取得（子会社化）に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式会社 bet（以下、「bet 社」といいます。）の発行済株式の全部を取得し子会社化することについて決議し、同日付で株式譲渡契約（以下、「本株式譲渡契約」といいます。）を締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．株式取得の理由

当社は、「Difference for the Future.」をミッションに掲げ、SNS を中心としたマーケティングとデータ活用により成長ブランドを創出・運営するブランドプロデュース事業を展開し、マス市場の中の成長性の高いニッチ領域でトップシェアの獲得を目指す「ニッチトップ戦略」を推進しております。2026 年 3 月 31 日付で公表した「VISION2029～中期経営計画～」では、①M&A によるブランド数の拡大、②ブランド間シナジーによるブランド成長、③ニッチトップをニッチグローバルへ、④資本の効率化を成長戦略の柱として掲げております。

bet 社（屋号：watch 7 ）は、ロレックス・エルメス・カルティエ・パテック フィリップ等のハイブランド腕時計及びバッグの仕入・買取・販売・真贋鑑定を行う企業であり、正規ディーラー及び海外サプライヤーとの取引関係と、それを支える営業組織により、ハイブランド品を市場価格以下で調達する体制を有しております。本株式取得の対象は、大阪（心斎橋）、高松及び銀座の国内拠点の事業です。香港の拠点は、売主である岩切潤斗氏の関係法人である Watch7 Japan Limited が運営しており、bet 社の子会社ではないことから、当社が実施したデューデリジェンス及び本株式取得の対象外としております。

一方、bet 社は、単独での金融機関からの借入れが難しいことによる資金制約から、仕入れた商品を短期間で業者向けに売却せざるを得ず、売上の大部分が粗利率の低い業者間取引となっております。

当社は、以下の理由から、本株式取得が当社グループの企業価値の向上に資するものと判断

いたしました。

（1） 仕入れ力の獲得

bet 社と同等の仕入れ体制を当社が自ら構築するには、相当の期間と不確実性を伴います。

（2） 収益基盤の早期拡大

東京証券取引所グロース市場の上場維持基準の見直し（上場 5 年経過後の時価総額 100 億円以上）に対応するため、収益力のある事業を早期に取り込む必要があります。

（3） 当社の強みとのシナジー

当社の資金と SNS マーケティング・ブランド構築のノウハウを投入し、在庫の拡充による販売先の選別と、富裕層・インバウンド向け小売の拡大を図ることで、bet 社の粗利率の改善が可能と考えております。

本株式取得は、VISION2029 に掲げる M&A 方針（ブランド化できていないノンブランドショップ・サービスを買収し、高付加価値のブランドへ転換する）に沿うものであり、当社は取得後、watch 7 をラグジュアリー・リユースのブランドとしてリブランディングしてまいります。

また、売主である岩切潤斗氏は、本株式取得後も bet 社の代表取締役として経営を担う予定です。同氏が bet 社の業績拡大に継続して取り組むことを目的として、bet 社が同氏に bet 社の新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）を割り当て、当社が bet 社の業績に応じて本新株予約権を買い取る業績連動型の報酬を導入する予定です（詳細は「6．今後の見通し」をご参照ください。）。

2．異動する子会社（株式会社 bet）の概要

(1) 名称	株式会社 bet	
(2) 所在地	東京都中央区銀座五丁目 9 番14号 銀座ニューセントラルビル 4 階	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役　岩切　潤斗 代表取締役　上野　竜之介	
(4) 事業内容	ハイブランド腕時計及びバッグの仕入・買取・販売・真贋鑑定	
(5) 資本金	7,770千円	
(6) 設立年月日	2022年 4 月 1 日	
(7) 大株主及び持株比率	岩切　潤斗：100.0%	
(8) 上場会社と当該会社との間の関係	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。
(9) 当該会社の最近 3 年間の経営成績及び財政状態		

決算期	2024年２月期	2025年２月期	2026年２月期
純資産	51百万円	336百万円	421百万円
総資産	485百万円	447百万円	632百万円
１株当たり純資産	463,846.28円	3,025,473.93円	3,793,679.14円
売上高	6,756百万円	8,762百万円	12,304百万円
営業利益	52百万円	164百万円	158百万円
経常利益	52百万円	165百万円	155百万円
当期純利益	32百万円	284百万円	85百万円
１株当たり当期純利益	289,704.27円	2,561,627.65円	768,205.22円
１株当たり配当金	０円00銭	０円00銭	０円00銭

（注）１．百万円未満を四捨五入して記載しております。

２．上記の経営成績及び財政状態は、bet 社の決算書に基づいて記載しており、監査法人等による監査を受けておりません。

３．上野竜之介氏は、本株式譲渡の実行日である 2026 年 11 月 12 日付で、bet 社の代表取締役を辞任しております。

３．株式取得の相手先の概要

（1）氏名	岩切　潤斗
（2）住所	東京都中央区
（3）上場会社と当該個人の関係	当社と当該個人との間には、記載すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。また、当該個人は当社の関連当事者には該当いたしません。

４．取得株式数、取得価額及び取得前後の所有株式の状況

（1）異動前の所有株式数	０株 （議決権の数：０個） （議決権所有割合：0.0%）
（2）取得株式数	111株 （議決権の数：111個）
（3）取得価額	株式会社 bet の普通株式：1,000百万円 アドバイザリー費用等（概算額）：７百万円 合計（概算額）：1,007百万円
（4）異動後の所有株式数	111株 （議決権の数：111個） （議決権所有割合：100.0%）

（注）１．取得価額の算定にあたっては、当社と利害関係のない第三者算定機関であるブリッジコンサルティンググループ株式会社に、bet 社の株式価値の算定を依頼いたしました。同社は、2026 年２月 28 日を算定基準日として、DCF 法及び類似会社比較

法（EV/EBITDA 倍率）を採用し、bet 社の株式価値を DCF 法で 1,119 百万円～1,311 百万円、類似会社比較法で 1,162 百万円～1,314 百万円と算定しております。当社は、当該算定結果及び当社が実施したデューデリジェンスの結果を踏まえ、bet 社が売主及びその関係法人に対して有する債権（2026 年 2 月末現在 307 百万円）のうち 197 百万円を株式譲渡の実行前に bet 社において費用処理し、110 百万円を売主の関係法人が株式譲渡の実行後 5 年間で bet 社に分割して弁済することとしたうえで、相手先との協議により、取得価額を 1,000 百万円に決定いたしました。

2．本株式譲渡は、株式譲渡実行日に売主から当社に対して株主名簿名義書換請求書が交付されることにより実行され、株式譲渡実行日において譲渡代金の支払は行いません。株式譲渡実行日時点で当社が売主に支払済みの金額は、下記①の前払金 50 百万円のみです。譲渡代金 1,000 百万円の支払条件は、以下のとおりです。

①前払金 50 百万円：2026 年 6 月 5 日付で締結した基本合意書に基づき、手元資金により支払済みです。当該前払金は、下記②の支払と同時に譲渡代金に充当されます。

②残額のうち 500 百万円：2027 年 3 月 31 日までに支払う予定であり、手元資金及び今後の資金調達により充当する予定です。本株式譲渡契約には、当該 500 百万円の一部のみを支払った後に下記（ⅰ）により売主が本株式を譲り受けた場合における既払額の返還に関する定めがないことから、当社は、当該 500 百万円を一括して支払う予定です。

③残額のうち 450 百万円：2027 年 3 月 31 日までに支払う予定であり、手元資金及び金融機関等からの借入れにより充当する予定です。ただし、譲渡代金の支払に充てる資金の調達が完了していない場合、当社は、2027 年 3 月 30 日までに売主に通知することにより、当該 450 百万円の支払を、当該資金の着金日から 14 日を経過する日又は 2028 年 3 月 31 日のいずれか早い日まで延期することができます。

資金調達の方法等については、決定次第速やかにお知らせいたします。また、本株式譲渡契約においては、上記の支払が行われない場合の取扱いを以下のとおり定めております。

（ⅰ）上記②の 500 百万円の支払が 2027 年 3 月 31 日までに行われない場合、売主は、同日から 14 日以内に当社に請求することにより、本株式を当社から無償で譲り受けることができます。この場合、前払金 50 百万円は当社に返還されず、bet 社は当社の子会社に該当しないこととなります。

（ⅱ）上記③の 450 百万円の支払が行われない場合であっても、売主が本株式を当社から譲り受けることができる旨の定めはなく、当社は引き続き本株式を保有いたします。なお、当社が延期後の支払期日（最長 2028 年 3 月 31 日）までに当該 450 百万円を支払うことができないことが明らかとなった場合には、当社は、売主に通知の上、支払金額、支払時期及び支払方法等の条件について売

主と協議することとしております。

上記（ⅰ）又は（ⅱ）の事象が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

3．アドバイザリー費用等は、デューデリジェンス費用等であり、当社の手元資金により支払済みまたは支払予定です。

4．本株式譲渡契約においては、売主による表明保証及びその違反に係る補償のほか、当社が実施したデューデリジェンスにおいて識別された労務・税務等に関する事項について、売主による特別補償（請求期限：クロージング日から５年）を定めております。

5．日程

取締役会決議日	2026年11月12日
契約締結日	2026年11月12日
株式譲渡実行日	2026年11月12日（注１）
譲渡代金（残額950百万円）の支払期限	2027年３月31日（予定）（注２）

（注１）株式譲渡実行日には譲渡代金の支払は行いません。同日時点で当社が売主に支払済みの金額は、2026 年 6 月 5 日付で締結した基本合意書に基づく前払金 50 百万円のみであり、当該前払金は、2027 年 3 月 31 日までに行う残額の支払と同時に譲渡代金に充当されます。

（注２）450 百万円については、支払を最長 2028 年 3 月 31 日まで延期できることとしております。詳細は「４．（注）２」をご参照ください。

6．今後の見通し

（1）連結業績への影響

本株式取得により、2026 年 11 月 12 日付にて bet 社は当社の連結子会社となる予定であります。株式譲渡実行日には譲渡代金の支払は行いませんが、当社は同日付で bet 社の発行済株式の全部を取得し、その議決権の 100％を保有することとなります。同社の業績は、2027 年 3 月期第 3 四半期連結会計期間のうち 2026 年 12 月から当社連結業績に取り込む見込みです。ただし、「４．（注）２」に記載のとおり、2027 年 3 月 31 日までに残額のうち 500 百万円の支払が行われず、売主が本株式を当社から無償で譲り受けた場合には、bet 社は当社の連結子会社に該当しないこととなります。なお、同社の子会社化に伴う当社連結業績への影響につきましては、本日公表の「通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」をご参照ください。

また、連結子会社化後、当社から bet 社に役員等を派遣することを予定しております。

（2）売主に対する業績連動型報酬（bet 社の新株予約権の割当て及び当社による買取り）

bet 社は、本株式取得後も引き続き bet 社の代表取締役として経営を担う岩切潤斗氏に対し、bet 社の業績拡大に継続して取り組むことを目的として、業績連動型の報酬として本新株予約権（bet 社が発行する新株予約権であり、当社の新株予約権ではありません。）を割り当てる予定であり、当社は以下の条件で本新株予約権を買い取る予定です。なお、本新株予約権の割当

日、個数その他の具体的な内容については、今後、同氏と協議の上決定する予定であり、開示すべき事項が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

・対象期間：2026 年 12 月 1 日から 1 年ごとの 3 期間
・買取価額：各対象期間における bet 社の営業利益が 200 百万円以上となった場合に、200 百万円を超える額に、1 年目 50%、2 年目 25%、3 年目 20%を乗じた額
・在任条件：同氏が対象期間中に bet 社の代表取締役を辞任し、又は解任された場合、当社は本新株予約権を 0 円で取得できます（同氏の責めに帰すべき事由によらない解任の場合を除きます。）

本新株予約権の買取は、bet 社の営業利益が 200 百万円を超えた場合に限り、その超過額の一部について発生するものです。

以上